

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律

の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（案）

（電子開示手続の方法）

第一条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第 号。以下「改正令」という。）第一条第一項の規定により電子開示手続（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置（改正令第一条第一項の入出力装置をいう。以下同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。

（電子開示手続に係る届出等）

第二条 改正令第一条第二項の規定により届け出ようとする者（以下この条において「登録届出者」という。）は、第一号様式により作成した書面（以下「電子開示システム登録届出書」という。）を、当該電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム登録届出書の提出があつた場合には、その旨並びに入力に必要な暗証番号を当該電子開示システム登録届出書を提出した登録届出者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた登録届出者は、遅滞なく、当該登録届出者の使用に係る入出力装置により当該通知された暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、第一号様式に記載すべき事項その他の事項を入力しなければならない。

4 財務局長等は、前項の規定による入力があつた場合には、入力に必要な識別番号及び暗証番号を当該入力を行った登録届出者に通知するものとする。

5 登録届出者（外国法人（外国債等（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第一条第一号に規定する外国債等をいう。次項において同じ。）の発行者（法第二

条第五項に規定する発行者をいう。第七条において同じ。）を含む。以下同じ。）又は個人（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合に限る。）に限る。以下この項において同じ。）は、第一項に規定する電子開示システム登録届出書の提出及び第三項に規定する第一号様式に記載すべき事項の入力をする場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該登録届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

6 第一項の電子開示システム登録届出書には、次の各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 内国法人 定款又はこれに準ずるもの
- 二 外国法人 次に掲げる書類
  - イ 定款又はこれに準ずるもの（登録届出者が外国債等の発行者である場合を除く。）
  - ロ 本邦内に住所を有する者に前項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該登録届出者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 個人 次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに準ずるもの

ロ 前号ロに掲げる書類（登録届出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合に限る。）

7 第一項の規定にかかわらず、同項の規定により提出した電子開示システム登録届出書（前項の規定により添付しなければならない書類を含む。）の記載事項に変更がない場合には、当該電子開示システム登録届出書の提出後に提出しなければならない電子開示システム登録届出書は提出しないことができる。

（磁気ディスクによる提出の承認等）

第三条 改正令第二条第一項の規定により磁気ディスク（改正令第二条第二項の磁気ディスクをいい、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）による提出の承認を得ようとする場合には、第二号様式により作成した書面（以下「ディスク提出承認申請書」という。）を当該電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

(電子開示手続を磁気ディスクで行う場合)

第四条 改正令第二条第二項の規定により開示用電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により電子開示手続を行う場合には、当該電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、当該電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置から電気通信回線を使用して法第二十七条の三十の二の電子計算機に入力できる方式で磁気ディスクに記録して、これを当該電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。

(ファイルへの記録の方法)

第五条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号。次条において「改正法」という。)附則第六条第四項の規定によるファイルへの記録の方法は、法第二十七条の三十の二の電子計算機の操作によるものとする。

(電子開示手続の適用除外に係る承認手続)

第六条 改正法附則第七条第三項による承認を受けようとする場合には、第三号様式により作成した書面を

当該電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局等に提出しなければならない。

(改正令第四条第四項に規定する内閣府令で定める会社)

第七条 改正令第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第一条第二号の二、第四号イ、第四号の二イ又は第五号の二に掲げる有価証券の発行者である内国会社(これらの有価証券に係る電子開示手続を行う場合に限る。)とする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部を次のように改正する。

第十八条の五を削る。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改める。

第二十三条の五を削る。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を次のように改める。

第三十二条の五を削る。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する

内閣府令の一部改正)

第五条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関

する内閣府令(平成十三年内閣府令第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から第九条までを削り、第十条を第二条とし、第十一条を第三条とする。

(経過措置)

第六条 第二条の規定による手続は、この府令の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【第一号様式】

届出日：平成 年 月 日

## 電子開示システム登録届出書

\_\_\_\_\_  
財務(支)局長 殿

電子開示システムにより電子開示手続きを行いたいのので、添付書類(2)とともに電子開示システムの登録に係る届出をいたします。

1. 金融庁整備番号(3)
2. 登録届出者の名称又は氏名(4)
3. 代表者の役職氏名(5)
4. 本店所在地又は住所(6)
5. 電話番号(7)
6. 事務連絡者の役職氏名(8)
7. 連絡場所(9)
8. 連絡先電話番号(10)
9. 連絡先FAX番号(11)
10. 連絡先電子メールアドレス(12)
11. その他(13)

(記載上の注意)

- (1) 登録届出者が外国法人(外国債等の発行者を含む。)又は非居住者(個人である場合に限る。)である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「5. 電話番号」の次に「5-2 代理人の氏名又は名称」、「5-3 代理人の署名(法人である場合には代表者署名)」、「5-4 代理人の住所又は所在地」及び「5-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「6. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務連絡者(当該電子開示システム登録届出書に係る担当者をいう。以下同じ。)について記載すること。
- (2) 添付書類  
第2条第6項各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。
- (3) 金融庁整備番号

金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号）がある場合に記載すること。

(4) 登録届出者の名称又は氏名

- a 登録届出者が法人である場合には、名称を記載すること。
- b 登録届出者が個人である場合には、氏名を記載するとともに押印すること。
- c 登録届出者が特定有価証券の発行者である場合（当該電子開示システム登録届出書が特定有価証券に係るものである場合に限る。）には、「2．登録届出者の名称又は氏名」の次に「2 - 2 特定有価証券の種類及び名称」の項を設け、特定有価証券の種類及び名称（銘柄、ファンド名等）を記載すること。

(5) 代表者の役職氏名

登録届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。

(6) 本店所在地又は住所

本店所在地又は住所を郵便番号とともに記載すること。

(7) 電話番号

登録届出者が法人である場合には、法人の代表番号等（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。

(8) 事務連絡者の役職氏名

事務連絡者の役職及び氏名を記載すること。

(9) 連絡場所

事務連絡者に係る連絡場所の所在地を記載すること。

(10) 連絡先電話番号

連絡場所の電話番号を記載すること。

(11) 連絡先FAX番号

連絡場所のFAX番号を記載すること。

(12) 連絡先電子メールアドレス

事務連絡者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。

(13) その他

その他記載すべき事項があれば記載すること。

【第二号様式】

申請日：平成 年 月 日

## ディスク提出承認申請書

\_\_\_\_\_  
財務(支)局長 殿

電子開示システムの使用に代えてディスクの提出により電子開示手続を行いたいので、申請いたします。

1. 届出整理番号(2)
2. 金融庁整備番号(3)
3. 申請者の名称又は氏名(4)
4. 代表者の役職氏名(5)
5. 本店所在地又は住所(6)
6. 電話番号(7)
7. 事務連絡者の役職氏名(8)
8. 連絡場所(9)
9. 連絡先電話番号(10)
10. 連絡先FAX番号(11)
11. ディスクにより提出する書類の名称
12. ディスクにより提出する理由(12)

(記載上の注意)

- (1) 申請者が外国法人(外国債等の発行者を含む。)又は非居住者(個人である場合に限る。)である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名(法人である場合には代表者署名)」、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先FAX番号」までは、代理人の事務連絡者(当該ディスク提出承認申請書に係る担当者をいう。以下同じ。)について記載すること。
- (2) 届出整理番号  
金融庁より付与された電子開示システム(証券取引法第27条の30の2に規定する電子情報処理組織をいう。)に係る届出整理番号を記載すること。
- (3) 金融庁整備番号

金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号）がある場合に記載すること。

(4) 申請者の名称又は氏名

第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合には、「登録届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下同じ。）。

(5) 代表者の役職氏名

第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) 本店所在地又は住所

第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。

(7) 電話番号

第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(8) 事務連絡者の役職氏名

第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。

(9) 連絡場所

第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(10) 連絡先電話番号

第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(11) 連絡先FAX番号

第一号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(12) ディスクにより提出する理由

通信回線の故障その他具体的な理由を記載するとともに、理由を疎明する資料があれば添付すること。

【第三号様式】

申請日：平成 年 月 日

## 電子開示手続適用除外承認申請書

\_\_\_\_\_  
財務(支)局長 殿

電子開示システムによる電子開示手続の適用除外としていただきたいので、申請いたします。

1. 届出整理番号(2)
2. 金融庁整備番号(3)
3. 申請者の名称又は氏名(4)
4. 代表者の役職氏名(5)
5. 本店所在地又は住所(6)
6. 電話番号(7)
7. 事務連絡者の役職氏名(8)
8. 連絡場所(9)
9. 連絡先電話番号(10)
10. 連絡先FAX番号(11)
11. 適用除外とする書類の名称
12. 適用除外とする理由(12)

(記載上の注意)

- (1) 申請者が外国法人(外国債等の発行者を含む。)又は非居住者(個人である場合に限る。)である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名(法人である場合には代表者署名)」、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先FAX番号」までは、代理人の事務連絡者(当該ディスク提出承認申請書に係る担当者をいう。以下同じ。)について記載すること。
- (2) 届出整理番号  
金融庁より付与された電子開示システム(証券取引法第27条の30の2に規定する電子情報処理組織をいう。)に係る届出整理番号を記載すること。
- (3) 金融庁整備番号

金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号）がある場合に記載すること。

(4) 申請者の名称又は氏名

第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合には、「登録届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下同じ。）。

(5) 代表者の役職氏名

第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) 本店所在地又は住所

第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。

(7) 電話番号

第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(8) 事務連絡者の役職氏名

第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。

(9) 連絡場所

第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(10) 連絡先電話番号

第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(11) 連絡先FAX番号

第一号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(12) 適用除外とする理由

証券取引法第27条の30の2の電子計算機の故障等具体的な理由を記載するとともに、提出者側の事由により適用除外承認申請を求める場合には、電子開示システムを使用することが著しく困難であることを疎明するに足りる資料を添付すること。